

「広域観光コンテンツプロモーション事業」業務委託仕様書

1 委託事業名

広域観光コンテンツプロモーション事業

2 事業目的

兵庫県、大阪府では、2025 年大阪・関西万博を見据え、兵庫県と大阪府の連携を深め、両府県や関西をはじめ日本の成長・発展を牽引していくため、「兵庫・大阪連携会議(※1)」を設置し、観光分野においても、兵庫・大阪の連携を進め、世界有数の広域観光エリアを形成し、2025 年大阪・関西万博の開催時における県内・府内への滞在・周遊促進につなげることをとしています。

令和5年度には、兵庫県、大阪府、公益社団法人ひょうご観光本部及び公益財団法人大阪観光局が連携し、兵庫・大阪の特色を活かした新たな観光コンテンツと、それらをつなぐ広域周遊モデルコースを造成しました。

その実績等を踏まえ、令和6年度は、世界中からの万博来訪者の兵庫・大阪各地における滞在・周遊を促進するため、観光コンテンツをつなぐ広域周遊モデルコースをさらに磨き上げるとともに、海外インフルエンサー等によるモデルコース・観光コンテンツの魅力発信など、インバウンドに向けたプロモーションを行うことにより、魅力ある観光資源を国内外の方々に知っていただくことを目的に本事業を実施します。

(※1)兵庫・大阪連携会議については、以下 URL を参照。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku/hyogo-osaka-kaigi/index.html>

3 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 委託上限額

5,100,000 円（消費税及び地方消費税含む）

5 委託業務内容

(1) ファムトリップの企画・実施

《対象》

- アジア圏及び欧米豪圏の中からターゲットとする対象国・地域を設定のうえ、広域周遊モデルコースを磨き上げるとともに、十分に発信できる海外インフルエンサー等を選定すること。

なお、招聘者については、海外インフルエンサーを必須とし、これに加え、ランドオペレーターや旅行メディア等を選定していただくことも可能とします。

海外インフルエンサー等の居住地は、在日・在外の別は問いません。

《内容》

- 令和5年度広域観光コンテンツ造成事業において造成したモデルコース(※2)の磨き上げ及びPRにつながるファムトリップの行程を設計すること。なお、本事業では、令和5年度に造成したモデルコース等のうち、大阪府域にかかるPRを目的に実施します。
- インフルエンサー等のファムトリップの参加者には、体験いただいたモデルコースの魅力発信等(各々のSNS等による発信や旅行造成等)を行っていただきますので、予め招聘の

- 条件とすること。なお、発信の手法等については、大阪府と別途協議の上、決定します。
- また、当該モデルコースの磨き上げにつなげるため、例えば、ファムトリップ参加者へのヒアリングを行うなど、効果的なフィードバックを実施すること。
 - ファムトリップの結果を踏まえ、広域周遊モデルコースの魅せ方（一部を抜粋して強調したコースなど）を再検討し、大阪府（兵庫県への意見も可）に提案すること。

(※2) 令和5年度に造成した広域周遊モデルコースは特設サイト (<https://www.diversity-japan.com/>) に掲載。モデルコースでめぐる観光コンテンツのうち、令和5年度に新規造成した以下の①～④の4つのコンテンツについては必ずファムトリップでめぐる対象とし、PRを実施すること。

- ①大阪で温泉+日本文化体験
 - ②大阪発！電子回路アートでオリジナルキーカード作り
 - ③大阪の食を体感！食のガイドと巡る食材買い付け&大阪名物お料理体験ツアー
 - ④海洋堂ホビーランドフィギュア塗装体験
- (・中之島美術館「モネ展」プライベートナイトミュージアム（期間限定のため参考）)

(2) プロモーション

(1) のファムトリップの結果も踏まえ、令和5年度広域観光コンテンツ造成事業において造成した広域周遊モデルコース・観光コンテンツを一体的に発信するプロモーションを行うこと。具体的には、海外インフルエンサー等(※)を活用し、SNS、ホームページ、自社媒体や旅行商品の造成等を通して、訪日旅行関心層をターゲットに効果的に発信するなど、広域周遊につながるプロモーションを展開すること。

プロモーションにあたっては、兵庫県と共同でプロモーションを行うことが前提であるため、実施内容を含め柔軟に対応すること。また、大阪府の他の事業とも連携し、相互にPRが可能な体制をとること。

(例：SNSの相互フォロー、ハッシュタグやビジュアルの統一、大阪と兵庫のコンテンツ・モデルコースの情報を相互にクロスで発信)

(※) (1)ファムトリップの企画・実施同様に、プロモーションは海外インフルエンサーの活用を必須とし、これに加え、ランドオペレーター、旅行メディア等を設定していただくことも可能です。

(3) 事業の実施体制等の策定

上記(1)(2)について、契約期間内に計画的かつ効率的に実施できるよう、計画を立てて進行管理を行うこと。

- 事業を実施するうえで十分な運営体制を構築すること。
- 事業を計画的かつ効率的に実施できる体制、スケジュールとすること。
- 大阪府、大阪観光局等の関係機関との連絡、調整が迅速に行える体制とすること。
- 過去に本事業と類似する事業実績があれば、その履行実績を示すこと。

【提案を求める事項】

- 令和5年度広域観光コンテンツ造成事業において造成した広域周遊モデルコース等の内容、各国・地域の趣向等の特性や市場動向を踏まえ、ターゲットとする対象国・地域を設定すること。
- 上記ターゲットを踏まえ、大阪の魅力を十分に発信し、伝えることができる、影響力のあるインフルエンサー等をファムトリップの対象として選定するとともに、効果的なモデルコースの磨き上げ及びPRにつながるよう、ファムトリップの効率的なツアーの設計を行うこと。

- 広域周遊モデルコースのブラッシュアップにつながるフィードバックをコンテンツ提供事業者等が受けられるようなヒアリング等の方法・内容を提案すること。
- プロモーションを実施するターゲットに適した情報発信媒体（YouTube、Instagram 等の SNS やブログ、旅行商品等）を選定し、広域周遊の促進につながる、発信力のある効果的なプロモーションを提案すること。
- 兵庫県や大阪府の他事業等との効果的な連携・相互 PR の手法について提案すること。また、その内容の実現可能性についても示すこと。
- 事業実施体制及び人員と、契約期間内の全体スケジュールとあわせて、本事業を受託するにあたっての提案事業者の強み（類似事業の実績等）を示すこと。

【補足事項】

- 招聘及び情報発信を依頼するインフルエンサー等の実績値（フォロワー数等）・選定理由・期待される効果について、応募書類に明記すること。また、実現可能な提案を行うこと。
- ターゲットの特性等に応じて、インフルエンサー等の実績値やファミトリップへの招聘人数に強弱をつけることも可能とする。ただし、強弱をつける理由及び期待される効果を必ず応募書類に記載すること。
- コンテンツの体験料や交通・宿泊・招聘費、インフルエンサー等による情報発信に係る謝礼等の費用など、すべての諸経費を見積に含めること。
- 事業の実施にあたっては、提案内容を基に大阪府等と協議・調整を行うこと。また、事業目的が達成できるよう、投稿内容等についてもインフルエンサー等の意見を取り入れながら、大阪府等と協議の上、決定すること。
- インフルエンサーが投稿する情報発信媒体は、インフルエンサーが保有する SNS を想定しているが、新たに SNS アカウント等を開設することは妨げない。その場合は、新たにアカウント等を開設することによる効果をあわせて提案すること。
- 投稿する動画や画像については、映っている人や商標等、肖像権に触れる場合は、画像処理等を施すこと。また、本事業終了後も活用する（二次利用可能）ことを前提とし、今後の大阪府等のプロモーションにて活用できる内容・仕様とすること。出演者の肖像権等の問題により、新たな費用負担が発生しないようにすること。
- インフルエンサーによる SNS 等の投稿は、累計6万リーチ以上を成果目標とすること。また、ファミトリップ等の対象については、より効果的な PR のため、海外インフルエンサーに加えてランドオペレーターや旅行メディア等、海外インフルエンサー以外を加えることも可能とするが、どのような効果が期待されるか具体的に数値等で示すこと。
- ターゲットとする国・地域は、コロナ禍前との比較で訪日外客数が増加傾向にある、例えば、アジア圏であれば、台湾、香港、韓国、シンガポール等、欧米豪圏であれば、米国、豪州、英国、フランス、ドイツ等を想定しているが、それ以外の提案を妨げるものではない。
- ステルスマーケティングによる不当表示の規制をはじめとする景品表法や著作権法等の各種法令を遵守し実施すること。

6 委託業務実施上の留意点

- 受託者は、契約締結後、事業の実施に際しては、大阪府の指示に従うこと。
- 受託者は大阪府と緊密に連絡を図り、情報を共有しながら業務を推進すること。
- 受託者は、契約締結後直ちに事業の実施体制に基づく責任者を指定し、大阪府へ報告すること。

- 受託者は、大阪府と協議のうえ、契約締結までに業務実施計画書を提出すること。
- 受託者は、経費支出等の確認書類（請求書、支払書等）について、確実に整理し、事業年度終了後5年間保存すること。なお、大阪府から請求があった場合、速やかに提出すること。
- 再委託は原則禁止する。ただし、専門性等から一部を受託事業者において実施することが困難な場合や、自ら実施するより高い効果が期待される場合は、再委託により実施することができる。再委託により実施する場合は、大阪府と協議し、承認を得ること。ただし、次に該当する場合は、再委託を承認しない。
 - ア 業務の主要な部分を再委託すること。
 - イ 契約金額の相当部分を再委託すること。
 - ウ 公募型プロポーザルにおける他の入札参加者に再委託すること。
 - エ 随意契約によることとした理由と不整合を生じる再委託をすること。
- 事業運営に必要な関係機関（警察、消防署等含む）との連絡調整については、大阪府の指示のもと受託者が行うこと。各種許可申請書などが必要な場合は、許可申請書など必要な書類の作成もおこなうこと。
- 成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から制作物の使用の差し止め、又は損害賠償を求められた場合、受託者は大阪府に生じた損害を賠償しなければならない。
- 今般の物価高騰等の社会情勢を踏まえて、予算の範囲内で業務内容の変更等を求める場合は、大阪府と協議・調整のうえ、決定を行うこと。

7 成果物の提出

事業終了後、速やかに大阪府あて以下の成果物等を提出すること。

なお、制作物等の著作権及び肖像権は、納品をもって大阪府及び大阪観光局に帰属するものとする。

※以下（1）～（3）における電子データは CD-R・USB メモリ等に格納し提出すること。

- （1） 実施報告書（A4 サイズ2部）及び電子データ
 - 事業効果を測るために必要なデータを収集し、実績報告書としてまとめること。
 - SNS 投稿等のリーチ数など実数値が取得できるものは実数値を報告することとし、実数値が取得できない場合は、推計値でも構わないが推計の根拠データもあわせて示すこと。
- （2） 業務に関して作成した全ての成果物（電子データで提出）

作成した画像・映像データ等を提出すること。
- （3） 報道実績に係る報告書（電子データで提出）

掲載された記事（著作権・肖像権等に留意）、HP などの WEB 情報、SNS 等での配信動画について取りまとめた報告書、国内外のテレビ等で放送された動画データを提出すること。

8 その他

- （1） 守秘義務等について
 - 受託者は、委託業務の遂行上知り得た情報は、受託業務遂行の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。
 - 委託業務の終了後、成果物に誤り等が認められた場合には、受託者の責任において速やかにその誤りを訂正しなければならない。
- （2） 個人情報の取り扱いについて
 - 委託業務の遂行上知り得た個人情報や法人情報については、受託者の責任において厳重に管理するとともに、他の目的への転用等は絶対に行わないこと。また、業務完了後、受託者が

保有する機器等にデータが残存している場合は、受託者の責任において確実にデータの破棄を行うこと。

- 受託者は事業実施にあたり、収集する個人情報及び法人情報について、大阪府に情報提供することを当事者に事前に説明し同意を得ること。
- 事業実施にあたり収集した個人情報や法人情報は受託者に帰属するものとし、大阪府の指示に従い提供を行うこと。
- 契約を締結する際、受注者は、個人情報の保護の観点から、誓約書（別途提示）を提出すること。

(3) 著作物の譲渡等

- 受託者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に大阪府に無償で譲渡するものとする。ただし、当該著作物のうち受託者が従前より保有するものの著作権は、受託者に留保されるものとし、受託者は大阪府及びその指定する者の必要な範囲で大阪府発注者及びその指定する者に無償で使用することを許諾するものとする。
- 受託者が制作した画像や動画等については、著作権に加え、肖像権についても大阪府に帰属する。

(4) その他留意事項について

- 大阪府は、特別の理由がない限り最優秀提案者を契約交渉の相手方に決定するが、契約締結及び事業実施にあたっては、受託者は必ず大阪府と協議を行いながら進めること。
- 本仕様書に記載のない事項及び業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、その都度、大阪府と協議を行い、指示に従うこと。
- 受託者は、会計に関する諸記録を整備し、事業年度終了後5年間保存すること。
- 企画提案及び契約の手続きにおいて用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国の通貨によるものとする。